

安城市民間児童クラブ保育料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後児童の安全を確保するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を行う市内の民間児童クラブに入会した児童の保護者に対し予算の範囲内で交付する安城市民間児童クラブ保育料補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、事業を行う市内の民間児童クラブ（当該交付をする日の属する年度の前年度の4月1日において、児童福祉法第34条の8第2項の規定により市に届出をしているものに限る。以下「クラブ」という。）に入会した児童の保護者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保護者がクラブに対して納付した保育料（給食代、おやつ代等の飲食物費を除く。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1月につき、次の各号に掲げる保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 安城市児童クラブ規則（平成11年安城市規則第40号）第12条各号のいずれかに該当する児童の保護者 1月（当該保護者がその市民税の課税額の変更があったことにより同条3号に該当した場合にあっては当該変更の通知を受けた日の属する月を除き、同号に該当しなくなった場合にあっては当該変更の通知を受けた日の属する月を含む。）当たり安城市手数料条例（昭和39年条例第10号）別表第9児童クラブ育成の項に規定する手数料の額。ただし、補助対象経費の額を限度とする。
- (2) 前号に掲げる保護者以外の保護者 1月当たり補助対象経費の額から前号の手数料の額を控除した額の2分の1の額（1円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、2,500円を限度とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする年度の末日までに、補助金等交付申請書兼実績報告書（規則様式第5）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 児童が入会するクラブの代表者が発行する保育料納付額証明書

(2) 市長が前条第1号に該当する保護者の確認のために地方税関係情報等を利用することについての同意書

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

2 改正後の安城市民間児童クラブ保育料補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後の民間児童クラブの利用に係る保育料について適用し、同日前の民間児童クラブの利用に係る保育料については、なお従前の例による。